

証券税制 Q & A

教えて！

小谷野先生



所得税編

Q1 2016年5月24日の衆議院本会議にて確定拠出年金法DCC法改正案が成立しました。今回の改正で、17年1月より加入対象者が公務員や主婦にも広がると聞きましたが、どう変わるのでしょうか。

A1 確定拠出年金とは、年金とは、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金と運用収入との合計額をもとに年金給付額が決定される年金制度です。確定拠出年金には、個人が自ら加入する「個人型」と会社単位で加入する「企業型」があります。

Q2 個人型確定拠出年金には税制上の優遇措置があるのでしょうか。その内容を教えてください。また、同じく税制上優遇があると言われるNISAとの違いについても教えてください。

A2 個人型確定拠出年金の税制上のメリットは以下の通りです。
1 個人型確定拠出年金の税優遇
 (受取時) ①一時金として受け取り
 一時金であれば退職所得として扱われます。退職所得には次の3つのメリットがあります。
 i 退職所得控除(退職金から控除できるものです)
 ii 2分の1課税(退職金から退職所得控除を引いた額が課税対象となります)

運用中) 運用段階において、個人型確定拠出年金の運用益は全額が所得控除の対象となり、所得税・住民税が軽減されます。
 (積立時) 毎月の個人型確定拠出年金への掛金は、全額が所得控除の対象となり、所得税・住民税が軽減されます。
 (運用中) 運用段階において、個人型確定拠出年金の運用益は全額が所得控除の対象となり、所得税・住民税が軽減されます。

今回の法改正により加入対象者が広がるのは「個人型」であり、自営業者や企業年金がない会社の社員に加え、17年1月からは主婦や公務員、また、既に「企業型」に加入している社員も併用することができるようになります。

このように個人型確定拠出年金に加入するメリットは税制上の優遇にあるといわれます。一方で年金という性質上、60歳にならないと基本的に資金化できず、途中で解約して現金で受け取るということができません。

2 NISAとの比較
 NISAとは14年1月から導入された「少額投資非課税制度」です。15年12月末時点で987万口座が開設されています。(金融庁「NISA口座の開設・利用状況等調査」)。NISAも運用して得た配当金や売買益等の収益は全額非課税になります。下の図は、個人型確定拠出年金とNISAの比較です。

	個人型確定拠出年金	NISA
積立時	掛金は全額所得控除	—
運用中	運用益	非課税
	投資期間	現状60歳まで
受取時	一時金として受取	—
	年金として受取	雑所得(公的年金等控除の対象)
途中引き出し	60歳まで原則不可	可能

小谷野幹雄 (こやの・みきお)
 公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA
 早稲田大学在学中に公認会計士2次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サービス業務についてISO9001の認証を受ける。

ホームページアドレス
<http://www.koyano-cpa.gr.jp/>